

FSU 工法壁パネル等製作・販売に関する契約書

一般社団法人 FSU 工法普及協会（以下、「甲」という）は、FSU 工法壁パネル等製作販売事業者（以下、「乙」という）とは、甲の保有する、FSU 工法の壁の製作及び使用並びに販売に関する具体的な技術情報（以下、「ノウハウ」という）及び特許権並びに商標権の使用または実施に関し、以下のとおり合意する。

第 1 条（技術情報及び特許権並びに商標権の使用許諾）

甲と乙は本契約を締結し、乙が当協会に入会することで、甲は乙に対し、本契約書添付の別紙(FSU 工法の手引・防火及び準耐火構造壁認定書・構造評定書等)に記載されたノウハウ及び特許権や商標権を、乙の「FSU 工法壁パネル等製作販売事業」において、製造管理の非独占的使用権を許諾するものとする。又乙はその許諾によって本工法部材の製品の価格を自由に設定し、販売できる。

2. 甲は乙に対し、前項のノウハウの実施に必要な技術情報（添付別紙、仕様書、図面、FSU 工法関連部材・製品(ベ・リュース部材)、その他）を提供する。

第 2 条（秘密保持）

乙は本契約により甲から乙に開示されたノウハウその他すべての情報を秘密として管理し、甲により特に承認された者以外の者には開示しないこととする。

2. 本条第 1 項の定めにかかわらず、乙は「FSU 工法壁パネル等製作販売事業」において、製作物を他社に販売する場合、販売先又は製作物使用者が(一社)FSU 工法普及協会に入会してあり、かつ FSU 工法活用ルールを順守する旨の署名をしてあることを確認した上で提供しなければならない。

3. 本条契約による秘密が乙の過失での漏洩が明らかになり、甲が何らかの被害を被った場合、乙は甲に生じた損害に応じた補償をしなければならない。

第 3 条（製作報告書の提出及び解体時の情報提供）

乙は本製品を製作・販売・使用した時は製作数量等、別紙(* 1)のように建築物毎に「FSU 工法壁パネル製作報告書」を製作開始後 30 日以内に甲に提出しなければならない。

2 FSU 工法は環境負荷を軽減するために開発されたことから、使用後も再使用の機会が得られる必要がある。乙は納品した工事施工者に、建築主(又は建物所有者)が解体、改築等で本製品を廃棄する場合、その時点の本製品使用建物の写真等を添え、廃棄される本製品の情報を甲に報告するよう書面(最初の部材製作報告書コピー)で要請しなければならない。転売する場合も同様である。

第4条（特許及び商標権使用許諾対価としての使用料）

乙は甲に対し、ノウハウの使用料として、本契約の有効期間中に、当該ノウハウにより生産される製品を製作・販売・使用したときは、使用料として販売価格の5%を当協会に支払うものとする。但し建築施工者が壁パネルも製作する場合の使用料は次のように算出する。使用料＝FSU工法使用全壁パネル枚数(腰壁・窓壁・下がり壁、細幅壁等含む)×(1＋パネル高さ m)×千円、を高さの違い毎に算出して合計した額または販売額の5%のいずれか高額の方とする。

その他 FSU 工法壁パネル以外の提供製品(ベ・リユース部材)に関しては販売価格の5%とする。

2. 乙は前項に規定する使用料について、毎月1日から末日までの間に発生した使用料を計算し、当該月末日から30日以内に甲に対して書面(FSU工法壁部材製作報告書)で報告し、かつ、当該月末日から30日以内に別途甲の指定する銀行口座に振り込む方法により、支払うものとする。尚、個別契約書でその支払い方法は話し合いで変更することができる。使用料は物価の変動や社会状況の変化によって契約更新時に変更することがある。

3. 乙が甲に提出した製作報告書と実際の数量等に差異があつて、使用料の支払い額が不足していた場合は、いつの時点であっても甲は乙に通知し、双方確認の上、不足分を速やかに支払うものとする。

4. 使用料の支払を延滞したとき、あるいは「FSU工法壁パネル製作報告書」未提出で支払いをしなかった場合は、その期間、製品代金に利率年14.5%の計算による延滞損害金を支払うものとする。

5. 甲のノウハウの提供および許諾の地域的占有権を乙が望む場合は、その権限範囲や対価及び支払い方法については、甲乙話し合いの上取り決める。

第5条（改変・翻案・模倣の禁止・報告書の意図的未提出）

乙は、ノウハウを改変、翻案、加工その他の方法によって変更を加えてはならない。但し、乙は製作した製品が同等以上の性能や機能を有する生産方法を甲に提案し、甲の了解のもと変更することができる。

2. 乙は本製品を模倣したと思われる製品を、甲の了解なく製作又は製作依頼もしくは使用(建築)をしてはならない。

3. 「FSU工法壁パネル製作報告書」の提出を意図的に怠ってはならない。乙がこの三項に違反した場合、乙は甲に甲が相当と判断する違約金を支払わなければならない。

第6条（性能保証と検品）

乙は本製品と本工法について、甲が指示した国交省認定の耐火仕様の製作要領及び確認申請検査機関の構造評定の指示書並びに建築基準法に則って本製品を製作及び建築を施工するものとする。その部材の品質と施工後の性能に関して、部材製作者は工事施工者にその旨を伝え、本製品が使用された建築物が適切な性能を満たし、建築基準法に則したものとなるよう努めなければならない。そのことに関して甲は法的にも経済的にも責任を一切負わない。

2. 甲は原則、本製品の初回の製作段階に指示仕様通りの製作がなされているか立ち合い、検品作業を行うものとする。又、何らかの機会の見聞等で乙が製作した本製品の性能等に疑念が生じ、必要と判断した場合、乙の製作段階又は施工段階に甲が立ち入り確認（検査）することを拒むことはできない。その際本製品が認定書又は評定書と異なる仕様や瑕疵が発見された場合、その製品及び使用については、乙の負担で引き取り、それに代わる本製品を再度納入するものとし、初回を含めこの検品作業に要した甲の費用は乙が負担するものとする。

第7条（権利義務の譲渡禁止）

甲または乙は、本契約に関する権利または義務を、他方当事者による事前の書面による同意を得なく第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第8条（契約の解除）

甲または乙が、本契約の義務に違反した場合、他方当事者は契約義務に違反した当事者に対し書面で通知し、その通知書の到達から30日以内に契約義務の違反が是正されない場合には、他方当事者は本契約を解除することができるものとする。

2. 甲または乙は、相手方に次の各号の事由の一が生じたときは何等の催告なしに、本契約を直ちに解除することができる。

- (1) 重大な過失または背信行為があったとき
- (2) 銀行取引停止処分を受けたとき
- (3) 手形の不渡りが生じたとき
- (4) 第三者から仮差押え、仮処分、差押え、滞納処分その他の強制執行処分を申し立てられたとき
- (5) 破産、民事再生手続き、会社更生手続きまたは特別清算手続きの申し立てをなし、あるいは申し立てられたとき
- (6) 反社会的勢力との関係性を疑わせる事由があったとき
- (7) その他著しく不正な行為があったとき

第9条（契約終了時の措置・甲の責任の制限）

本契約が終了した場合、乙は直ちにノウハウの使用を一切中止するものとする。

2. 甲は本契約の履行に関して甲の責に帰す事由により直接の結果として乙が現実に蒙った損害に限り金50万円を限度として乙に対し責任を負う。

第10条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から2年間とする。但し、期間満了の2カ月前までに、甲乙いずれからも本契約を更新しない旨の意思表示をしなかった場合、同一条件にて2年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第11条（協議条項）

本契約に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ誠意をもって解決する。

第12条（専属的合意管轄裁判所）

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、契約書2通を作成し甲乙が各自記名捺印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都中央区日本橋堀留町2丁目5番7号クレストフォルム1005号
一般社団法人FSU工法普及協会
代表理事 藤原昭夫

乙 （住所）

（事業者名）

代表者氏名

入会金、年会費及び本工法使用料等は、直接納入か下記に振り込み願います。
振込の場合、手数料は振込者の負担でお願いします。

※ 振込先：三菱東京UFJ銀行 大伝馬町支店（店番027）
普通口座 0494478 （一社）FSU工法普及協会